

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「事業所」という。）を離職し、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、離職理由は自己都合ではなく、「会社都合による」ものであると申し立てた。

(2) 平成〇年〇月〇日、請求人が初回認定日に出頭した際、安定所長は、離職理由について確認中であることを伝えた上で、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の基本手当を支給しない処分を行った。

(3) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇

月○日から同年○月○日までの間の基本手当を支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、事業所の退職勧奨を受けて離職したのであり、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項の規定による「正当な理由」があり、給付制限を受ける理由はないと主張するので、以下検討する。

#### (1) 平成○年○月○日の書面交付について

ア 請求人は、当該書面に再雇用条件を承諾しない限り全員退職との記載があること、同書面に請求人に対して架空の貸金の弁済を求めるとの記載があること、そして同書面が代表取締役同席の場で交付されたことが、退職勧奨があったことの根拠であると主張する。

イ この点、請求人は取締役兼事業部長であることから、事業所との間では、取締役としての委任契約関係と従業員としての労働契約関係とが併存し、事業部の他の従業員とは異なる地位を保持しているものと解される。そして、法第4条の規定により、法は適用事業に雇用される労働者を被保険者としてしているのであるから、取締役としての地位に係る行為については、法の適用は受けない。

本件についてみると、平成○年○月○日に交付された書面には、①宛先が「D代表取締役社長・取締役各位殿」であること、②発出者が総務部長であること、③表題が「E①事業部の経営状況と今後について」であること、④「事業部の再生と貸金の弁済方法」に係る総務部長の「私案」であること、そして、⑤「D社長及び取締役各位には、早急に対策等の経営判断をお願い申し上げます。」などの記載のあることが認められる。また、当該書面が交付された場には、代表取締役、総務部長及び請求人の3名のみが出席していたことは、請求人も認めているとおりである。

ウ したがって、当該書面は、総務部長が、取締役としての請求人に対し、事

業部の経営状況を報告の上、経営判断を求める趣旨で交付したものであると解することができ、従業員である請求人に対して交付したものとはいえないことから、同日の書面交付をもって退職勧奨があったと判断することはできない。

(2) 平成〇年〇月〇日の書面交付について

ア 請求人は、当該書面は、総務部長から事業部の従業員全員に対して交付されたものであり、請求人も従業員として受領したと主張する。

イ この点、平成〇年〇月〇日に交付された書面には、①再雇用条件を承諾しない限り「事業部従業員は全員退職」との記載があること、②事業部の従業員の退職については、同月〇日の打合せで代表取締役は承認し、請求人は従業員と相談して結論を出すということで一応の結論を得られた旨の記載があることが認められる。

確かに、事業部の経営状況と今後の再生案について記載されている当該書面を受領した請求人以外の従業員にとっては、平成〇年〇月〇日の打合せの内容は知り得ず、同書面が会社としての正式な決定か否かを知ることも難しいことから、総務部長が同書面を交付したことをもって事実上の退職勧奨であると解したとしてもやむを得ない面があると思料される。

しかしながら、請求人は取締役であるから、会社としての正式な意思決定の場である取締役会に参加する立場にあり、同月〇日に交付された書面の内容が、事業部の再生案として正式な決定を得たものではないことを知り得る立場にあったと判断せざるを得ない。

ウ また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの書面によって、架空の貸金の存在を主張されたこと及び実質的な解雇通告を受けたことを理由として、同年〇月〇日をもって退職する旨の退職届を会社に提出している。しかしながら、同年〇月〇日付けの書面と同月〇日付けの書面は同内容であり、いずれの書面も会社としての正式な決定ではないことを取締役として知る立場にあったことから、当該退職届は請求人自らの意思で判断し、提出したものと解することが相当である。

したがって、取締役でもある請求人が、平成〇年〇月〇日の書面交付をもって退職勧奨を受けたとは判断することができない。

(3) 以上により、当審査会としては、請求人が退職勧奨を受けたとまでは認めら

れず、請求人の離職は退職勧奨によるという主張は採用できないことから、法第33条第1項に定める正当な理由があるとは認められないものと判断する。

- 3 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の基本手当を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。